

臨床検査技師学校養成所指定規則 見直し案
(第1回改善検討会で検討した内容に限る)

新(事務局提案)				旧(現行)			
臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和四十五年十二月二十八日 文部省・厚生省令第三号)				臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和四十五年十二月二十八日 文部省・厚生省令第三号)			
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十七条の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則を次のように定める。				臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十七条の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則を次のように定める。			
第一条～第七条 (略)				第一条～第七条 (略)			
別表				別表			
教育内容		単位数	備考	教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 <u>人間と生活・社会の理解</u>	十四		基礎分野	科学的思考の基盤 <u>人間と生活</u>	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	八		専門基礎分野	人体の構造と機能	八	
	<u>臨床検査の基礎とその疾病との関連</u>	五			<u>医学検査の基礎とその疾病との関連</u>	五	
	保健医療福祉と <u>臨床検査</u>	<u>五</u>			保健医療福祉と <u>医学検査</u>	<u>四</u>	
	医療工学及び <u>医療情報</u>	四			医療工学及び <u>情報科学</u>	四	
専門分野	臨床病態学	七		専門分野	臨床病態学	六	
	<u>血液学的検査</u>	<u>四</u>			<u>形態検査学</u>	<u>九</u>	

<u>病理学的検査</u>	五					
<u>尿・糞便等の一般検査</u>	二			<u>生物化学分析検査学</u>	十一	
<u>生化学的検査・免疫学的検査</u>	六					
<u>遺伝子関連・染色体検査</u>	二					
<u>輸血・移植検査</u>	四			<u>病因・生体防御検査学</u>	十	
<u>微生物学的検査</u>	六					
<u>生理学的検査</u>	十			<u>生理機能検査学</u>	九	
<u>臨床検査総合管理</u>	六			<u>検査総合管理学</u>	七	
<u>医療安全管理</u>	三			<u>医療安全管理学</u>	一	
臨地実習	十二	<u>一単位を実習前の達成度評価に充てること。</u> 実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。		臨地実習	七	実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。
合 計	百二			合 計	九十五	

備考

一～二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認め

備考

一～二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認め

られる場合において、臨地実習十二単位以上及び臨地実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野五十四単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

られる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。